

生活相談員の資格要件について

令和元年6月11日

一部変更 令和5年1月5日

弘前市介護福祉課

厚生労働省令等にて配置が義務づけられている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の資格要件については、以下のとおりとします。

生活相談員資格要件

次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当すること。

- (1)社会福祉士
- (2)社会福祉主事任用資格(社会福祉法第19条第1項の規定による。)
- (3)精神保健福祉士
- (4)その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員
 - イ 介護福祉士
 - ウ 社会福祉施設等(※1)で2年以上介護又は相談業務に従事した者

※1 「社会福祉施設等」とは、次のいずれかをいう。

- ・社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業を行う施設
- ・介護保険施設
- ・療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院、診療所
- ・指定居宅サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)及び指定地域密着型サービス事業所